



公益社団法人香川県宅地建物取引業協会会報誌

# 宅建かわわ

第234号(新年号)



イメージキャラクター  
たぐぼくん

公益社団法人香川県宅地建物取引業協会 発行



# 2025年 年頭の挨拶

(公社) 香川県宅地建物取引業協会 会長 吉田 孝一



新年あけましておめでとうございます。

皆さまには、旧年中も当協会の健全な発展と地域社会への貢献に多大なるご支援、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。昨

年は、世界的な経済の不確実性や国内の少子高齢化、社会の変化が進む中で、宅地建物取引業界も多くの挑戦を経験しました。特に、金利や建設コストの上昇といった経済的な課題は、業界全体にとって大きな試練となりましたが、その中でも皆さまの努力により、業界は堅調に前進を続けていると考えているところです。

一方で、自然災害や地域格差といった構造的な課題にも目を向ける必要があります。昨年も多くの地域で台風、豪雨、地震などの自然災害が発生し、多くの方々が甚大な被害を受けました。宅地建物取引業界として、災害に強い街づくりや耐災性の高い建物の普及、被災地の迅速な復興支援を推進する責務があることを再認識したところです。同時に、地域格差の是正にも取り組まなければなりません。都市部に人口と資源が集中する一方で、地方では空き家の増加や若者の流出が課題となっ

ています。

これらの問題に対応するため、ITを活用した新たな取り組みが重要です。例えば、AIを活用した災害リスクの予測と可視化、デジタルプラットフォームを通じた不動産取引の効率化、オンライン内覧や契約手続きの普及は、災害対応や地方活性化において効果的な手段となります。また、空き家問題については、IoT技術を用いて空き家の状態をリアルタイムで監視する仕組みや、データ分析による最適な活用プランの提案が期待されています。これらの先進技術は、宅地建物取引業界の未来を切り開く鍵となるのではないのでしょうか。

2025年は、私たち不動産業界が社会の期待に応え、これまで以上に責任ある行動を求められる年です。香川県をはじめ関連団体とも連携し経済動向や社会課題に柔軟に対応しながら、地方と都市の架け橋として、新たな価値を創出していきたいと思っております。

本年も宅地建物取引を通じて、安心して豊かな暮らしを提供するために、皆さまとともに努力を重ねてまいります。

結びに、本年が皆さまにとって実り多い一年となりますよう、またご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

## 2025 迎 春

(公社) 香川県宅地建物取引業協会

会長 吉田 孝一	常務理事 金森 幹子	理事 泉 隆広	理事 北島 良仁	理事 池内 英和
副会長 樋口 範明	常務理事 瀬尾 直陽	理事 谷上 幸三	理事 喜久山知哉	理事 大北 智洋
副会長 岡 知徳	常務理事 友國 裕典	理事 川田 剛	理事 森 雅彦	理事 川原 一夫
副会長 有馬 耕一	常務理事 松本 信一	理事 喜多 信	理事 大西 一正	理事 香川 政司
専務理事 松下由二三	常務理事 津山 哲郎	理事 田中 良幸	理事 低田 陽介	理事 五味 賢三
	常務理事 岩井 勝英	理事 内海 廣美	理事 間嶋 三郎	理事 横山 透
	常務理事 谷口 英二	理事 松岡 努	理事 大津 勇吾	監事 松原 典士
		理事 細川 浩司	理事 竹田 英司	監事 古家 敬三
		理事 村川 誠治	理事 篠原 聖司	監事 久米井好美
		理事 穴吹 静子	理事 豊島 義則	監事 新名 均



# 新しい年を迎えて

香川県知事 池田 豊人



明けましておめでと  
うございます。

公益社団法人香川県  
宅地建物取引業協会の  
皆様方には、公正で円  
滑な不動産取引の推進  
はもとより、不動産に

関する無料相談会や宅地建物取引業者向け研修会  
の開催など、消費者の利益保護と業界の健全な発  
展に向けた幅広い活動を通じて、地域社会の活性  
化に大きく貢献されており、深く敬意を表します。

また、住宅行政をはじめ、移住促進のための空  
き家バンク「かがわ住まいネット」の運営など、  
県政の各般にわたり、格別のご理解とご協力を  
いただいております、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、大規模な自然災害が頻発化する  
とともに、人口減少と少子化・超高齢化社会の進行、  
物価の高騰、デジタル化の急速な進展など、私  
たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような中、香川県では、人生の豊かさと幸  
せを実感しながら、安心して暮らすことができる  
地域社会を実現する「人生100年時代のフロンテ  
ィア県」を目指し、安全・安心で住みたくなる香

川をつくる「県民100万人計画」、活力に満ち挑  
戦できる香川をつくる「デジタル田園都市100計  
画」、多くの人が行き交い訪れたい香川をつくる  
「にぎわい100計画」の3つの基本方針のもと、様  
々な施策を推進しています。

とりわけ、住宅関係では、昨年1月に発生した  
能登半島地震において、古い木造住宅が多く倒壊  
したことを踏まえ、市町と連携して耐震化重点  
エリアを設定し、エリア内の未耐震住宅の全戸訪  
問を行うなど民間住宅の耐震化の促進に計画的に  
取り組んでいるほか、「空き家対策セミナー」や  
「空き家再生コンテスト」を実施するなど、空き  
家の適切な管理を促すための取組みも進めてい  
るところです。

皆様方には、今後とも、良質な住宅の供給と  
公正で円滑な不動産の流通を通じて、県民の皆  
様が安心して暮らすことのできる住環境の実現に、  
一層のご尽力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本年が明るく希望に満ちた年になるよ  
う祈念いたしますとともに、香川県宅地建物取引  
業協会のますますのご発展と、皆様方のご健勝、  
ご多幸をお祈りいたします。

## 2025 迎 春

事務局

局長 飯沼 直

次長 葛西 修  
職員 古川 愛

係長 須和 優子  
職員 須山 綾花

主任 糸瀬 郁代  
職員 植村 千晶

主任 島 麻実  
職員 大通 浩志



## 令和6年度 第4回理事会議事録抜粋

10月30日(水)午後1時30分より、香川県不動産会館3階会議室において、令和6年度第4回理事会が開催された。

理事総数 38名 出席理事数 34名

監事総数 4名 出席監事数 4名

大西総務・財務副委員長の司会により定足数の報告に基づき本会の成立を告げ開会。

吉田会長が議長に就任し、規約により議事録署名人は会長及び出席監事とし、議事録作成者を事務局と告げ議案審議に入った。

### 議 題

#### ○ 宅建協会

##### I 報告事項

- (1) 全宅連等中央報告
- (2) 入会審査委員会報告
- (3) 各委員会報告

#### II 決議事項

- (1) 令和7年度法定講習開催日程について
- (2) 令和6年度中間決算報告について
- (3) 香川県不動産会館屋根改修工事の実施について
- (4) 相談役就任依頼について
- (5) 協会テレビCM放送について

#### ○ 保証協会

##### I 決議事項

- (1) 令和6年度中間決算報告について

なお、全議案とも承認可決した。



## 不動産相談業務にかかる相談案件等に関する研修会 並びに意見交換会開催

11月11日(月)香川県不動産会館にて、香川県土木部住宅課担当官と当協会相談・苦情処理委員会正副委員長・相談所長による研修会並びに意見交換会が開催された。

住宅課からは、貞廣康弘副課長、三宅孝幸主事、有塚智哉主事らが出席され、住宅課の相談体制や相談事例が紹介され、その回答例も紹介された。

当方からは、担当官からの説明に対し、業法に抵触するような行為等に関する罰則等について質問を行った。

相談・苦情処理委員会としても宅建業免許に影響が及ぶような事案の未然防止をはかるため、他の委員会とも連携し、関係法令の遵守を呼び掛けている。



意見交換会では消費者から寄せられる相談案件に対し、適正な回答につとめるため活発な意見交換がおこなわれた。



## 顧問・相談役に各氏が就任

このたび、これまでの顧問・相談役に加え新たに顧問として内閣府副大臣・衆議院議員瀬戸隆一氏、相談役には香川県議会議員 城本 宏氏、香川県議会議員 川池秀文氏、香川県議会議員 友枝

俊陽氏の各氏に就任頂いた。

今後、宅建協会の事業に関する更なるご理解ご協力と国や県との関係強化にご尽力をお願いするものである。

顧問



内閣府副大臣・衆議院議員  
瀬戸 隆一 氏

相談役



香川県議会議員  
城本 宏 氏

相談役



香川県議会議員  
川池 秀文 氏

相談役



香川県議会議員  
友枝 俊陽 氏

### 令和6年度 宅地建物取引士資格試験結果

令和6年度の宅地建物取引士資格試験が10月20日に実施された。

結果は以下のとおりである。

○試験日 令和6年10月20日(日)

○結果内訳

	全国	香川県
申込者数	301,336名	1,626名
受験者数	241,054名	1,300名
受験率	80.0%	80.0%
合格者数	44,992名	245名
合格率	18.6%	18.8%

○合否判定基準

50問中37問以上正解した者

(登録講習修了者は45問中32問以上正解した者)

### 令和6年度 不動産コンサルティング技能試験結果

令和6年度不動産コンサルティング技能試験が11月10日に実施された。

結果は以下のとおりである。

○試験日 令和6年11月10日(日)

○結果内訳

	全国	高松
受験予定者数	1,387名	29名
受験者数	1,034名	26名
受験率	74.5%	89.7%

○合格発表

令和7年1月10日(金) 10:00

(不動産流通推進センターホームページに公開)



## 令和6年度 第2回新規開業予定者支援セミナー開催

令和6年11月26日(火)午後1時30分より香川県不動産会館3階大会議室において、令和6年度第2回新規開業予定者支援セミナーが開催された。

### セミナー課目

1. 「不動産業界の現状と今後の展望」  
不動産鑑定士 松岡 良幸 氏
2. 創業資金等融資のご案内  
日本政策金融公庫高松支店  
上席課長代理 古賀 達也 氏
3. 現役不動産業者の体験談  
高松南地区  
(株)アクセル 櫛橋 範行 氏
4. 宅地建物取引業開業までの流れ  
事務局長 飯沼 直



冒頭あいさつする樋口総務・財務委員長

終了後は、個別相談会が開かれた。

## 令和6年度新規開業者・従事者研修会開催

令和6年12月2日(月)午後1時よりレクザムホール小ホール棟4階「大会議室」にて、新規開業者・従事者研修会が開催された。

この研修会は、1年以内に入会された正・準会員の方々が対象の研修会で年1回開催している。

研修会では、初めに香川県土木部住宅課の小野智也主任が「宅地建物取引業者の社会的責務について」と題し、宅建業者が業務を遂行する上で重要な使命と役割を中心に説明頂いた。

次に、「宅地建物取引業の実務上の注意点」と題し、(公財)不動産流通推進センター 教育事業部 並木英司氏が講演された。

並木氏は、今年度改正のあった報酬額受領の際の注意点や不動産取引に関する紛争事例を中心に解説を頂いた。

各演題とも、重要かつ関心のある内容で、新たに開業ならびに従事された方は熱心に聴講していた。



香川県土木部住宅課 主任  
小野 智也 氏



(公財)不動産流通推進センター  
教育事業部 並木 英司 氏



有馬業務運営委員長あいさつ





## 会員業務支援サイト全宅連「ハトサポ」への登録のお願い

「ハトサポ」ってナニ？

無料!!

～ハトサポでは契約書式以外にも便利な業務支援ツールをご用意～

「ハトサポ」は、ハトマーク会員だけが利用できる会員業務支援サイトです。  
多くの会員の皆さまにご利用いただいております**契約書式**はもちろん、  
電子契約システム「**ハトサポサイン**」、**「特約・容認事項文例集**」、「**Web研修**」、  
重説・契約書の解説書のご提供など、  
充実のラインナップで会員の皆さまの業務を全面的にサポートします。



### \\ すぐに役立つ // 主な業務支援のメニュー

#### ハトサポ Web書式作成システム

クラウド型の契約書式作成システム。自動連動や呼出機能など便利機能満載!



#### 電子契約システム ハトサポサイン

安い!簡単!安心!契約書類の脱ハンコ・ペーパーレス化で不動産取引の電子化をサポート!



#### ワード・エクセル契約書式

ダウンロードして使用する契約書式。重説・契約書などの各種契約書式をご用意



#### 特約・容認事項文例集

実務に役立つ文例を多数掲載!重説や契約書作成時の?を解消



#### Web研修・eラーニング

宅建業に従事される方の知識向上、取引における紛争防止のため業務上参考となる研修用動画を配信

#### 不動産取引に関するご相談

弁護士法律相談、契約書式の書き方相談、税理士相談で業務をサポート

#### 法令改正情報

最新の法令改正等をいち早く掲載過去の改正情報も検索可能

#### 出版物のご案内

重説・契約書の書き方解説書や税金解説書など業務支援ツールを多数ご用意

#### 提携サービス

業務に役立つサービスや商品を多数ご紹介

この他にも、  
・広報誌リアルパートナーバックナンバー閲覧  
・価格査定マニュアル(会員価格で頒布)  
・各種調査研究結果の閲覧 など  
会員限定コンテンツが充実

### ハトサポへの登録がお済みでない方へ

※ハトサポへの初期登録は「ハトサポログイン」で検索!

「ハトサポ利用登録フォーム」から必要事項を入力下さい。

※令和7年2月13日からは不動産情報流通システム「ハトサポBB」も利用可能になります。

※初期登録が不明な場合は、香川県宅建協会事務局Tel087-823-2300までお問合せ下さい。



## 第3回

# 障害者差別解消法

## 1 「合理的配慮の提供」の義務化

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）では、差別を解消するために、行政機関や民間事業者に対して、①障害を理由に差別的取扱いや権利侵害をしてはならないこと（不当な差別的取扱いの禁止）、②障害者に対する社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること（合理的配慮の提供）を規定しています。

これまで、「合理的配慮の提供」は、行政機関には義務であり、民間事業者には努力義務とされてきましたが、令和6年4月1日に施行された改正法により、民間事業者にも義務とされました。

## 2 「合理的配慮の提供」とは

「合理的配慮の提供」とは、障害のある人から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関や民間事業者が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことです。

「合理的配慮」の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。事業者は、主な障害特性や合理的配慮の具体例などを予め確認した上で、個々の場面で柔軟に対応を検討することが求められます。

障害者差別解消法第8条第2項（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

「事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」

## 3 宅地建物取引業における具体例

### (1) 不当な差別的取扱いにあたりと想定される事例

#### 事例1

物件一覧表や物件広告に「障害者不可」などと記載する。

#### 事例2

障害者に対して、「当社は障害者向け物件は取り扱っていない」として話も聞かずに門前払いする。

#### 事例3

賃貸物件への入居を希望する障害者に対して、障害があることを理由に、賃貸人や家賃債務保証会社への交渉等、必要な調整を行うことなく仲介を断る。



## (2) 合理的配慮の提供の事例

### 事例1

障害者や介助者等からの意見の表明に応じて、ゆっくり話す、手書き文字（手のひらに指で文字を書いて伝える方法）、筆談を行う、分かりやすい表現に置き換える、IT機器（タブレット等による図や絵）の活用等、相手に合わせた方法での会話を行う。

### 事例2

種々の手続きにおいて、障害者や介助者等からの意思の表明に応じて、文章を読み上げたり、書類の作成時に書きやすいように手を添える。

### 事例3

書類の内容や取引の性質等に照らして特段の問題が無いと認められる場合に、自筆が困難な障害者からの要望を受けて、本人の意思確認を適切に実施した上で、代筆対応する。

【考え方】「合理的配慮の提供」について、障害者からの社会的障壁の除去についての申出の内容と、その申出に対し過重な負担のない範囲でできる対応について、障害者と事業者が対話を重ね、解決策を検討していくことが重要です。

## 4 合理的配慮の提供における留意点

以下の留意点は、障害のある人への対話の際に避けるべき言葉となります。

### 「先例がありません」

→ 障害者差別解消法が施行されており、先例がないことは断る理由になりません。

### 「特別扱いできません」

→ 特別扱いではなく、障害のある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的です。

### 「もし何かあったら」

→ 漠然としたリスクでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。

### 「その障害種別ならば」

→ 同じ障害種別でも程度などによって適切な配慮が異なりますので、一括りにしないで検討する必要があります。※全盲（視覚的な情報を全く得られない状態等）／弱視（視覚的な情報をほとんど得られない状態等）、ろう（補聴器等をつけても音声判別できない状態等）／難聴（残存聴力を活用してある程度聞き取れる状態等）など

※国土交通省ウェブサイトでは、「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の中に、「不動産業関係」に係る不当な差別的取扱い及び合理的配慮の事例について掲載しておりますので、参考にしてください。

# SDGsの目標11について

総務・財務副委員長 大西 一正

私たちの仕事は不動産業となります。この業界はかなり以前から存在し、様々な不動産業者の方々が活躍されています。私たちは何のために仕事をしているのでしょうか。当然、生活するためであり、お客様のため、財産を築くために頑張っているはずですが。そのような我々の生業について、少し違った方向から見てください。

世間ではSDGsについて、話題にされてから久しいと思いますが、私たちの日々の業務である不動産業はどのような関係にあるのでしょうか。SDGsとはカラフルな17色のバッジのイメージが世間では知られているところですが、「持続可能な開発目標」を意味するものであります。2015年に国連で採択され、国際社会は一致団結して2030年を目指してこの目標を達成しよう、と合意されました。17の目標と169のターゲットによるものですが、私たちの不動産業も17の目標の一つとして掲げられているものです。目標11「住み続けられるまちづくりを」、これは我々が努力して達成しなければならない目標ではないでしょうか。当然、世界規模や国家を動かすような活動は出来ないかもしれませんが、私たち不動産業者に出来る目標達成の努力が必要とされているものと考えています。

不動産仲介や、土地建物の売買における我々の活動は、必要とされる不動産を提供し、そのために周辺の道路などについても、官民を問わず整備する場面があるはずですが。それだけではありません、不動産業界の周辺の業界も巻き込みながら、様々なサービスを地域へ提供しているはずですが。

世界的に見た場合には、貧しくて住む家が無い地域があります。そういった、世界的な貧困を原因とする問題の場合にも、目標11を掲げて問題を解決する努力をしなければならないのです。幸いにも、我々日本には世界的な貧困はありません。それでも、住むところに困っている方々は日本にもいます。本年元日の能登半島地震からもうすぐ1年が経とうとしています。仮設住宅での生活を余儀なくされている方々がいらっしゃいます。残念なことに豪雨災害も重なって、仮設住宅ですら被害に遭い、さらに住むところに窮する状況となっているのではないのでしょうか。地域をあげて、住宅の確保が必要なのは言うまでもありませんが、地域の不動産業者も被災している場合は、周辺からの応援も必要となります。

今後は、南海トラフによる巨大地震も想定されています。私たちの住む四国においても、地震災害を想定した住宅を失うことを含む地域の被害が想定されます。命の大切さが第一ですが、災害後の復旧復興はまさに、目標11「住み続けられるまちづくりを」にあたります。私たちの携わる不動産業は直接災害を防ぐことは出来ないかもしれませんが、防災、減災のための努力を求められ、その後の復興時の住宅確保のための使命があるのではないのでしょうか。行政の活動と共に、我々不動産業者の活躍が必要とされるはずですが。そのためにも、日々の業務を誠実にやり、業界としての信頼を基に地域の発展に協力していけるような不動産業界になることを心より願うものであります。皆さんも一度、SDGsを意識しながら、業務に向き合ってみませんか。



# 協会の動き

R6年10月1日～R6年11月30日

## 10月

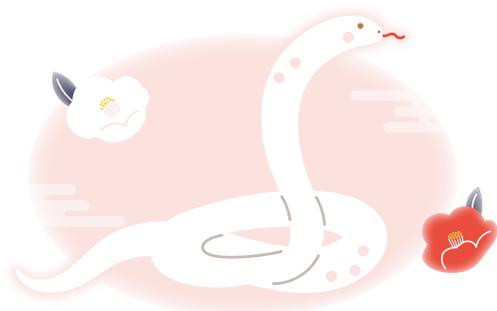
- 17日（木）中間監査会  
入会審査委員会・執行役員会
- 20日（日）宅地建物取引士資格試験
- 30日（水）理事会・幹事会

## 11月

- 10日（日）不動産コンサルティング技能試験
- 11日（月）不動産相談業務にかかる相談案件等に関する研修会並びに意見交換会
- 12日（火）宅地建物取引士法定講習
- 21日（木）入会審査委員会・執行役員会
- 26日（火）新規開業予定者支援セミナー

地区数	会員数			正会員 合計	準会員 (支店等)
	法人	個人	合計		
高松西	69	16	85	9	
高松北	61	18	79	6	
高松光洋	55	11	66	8	
高松東部	72	23	95	5	
高松栗林	36	8	44	2	
高松南	74	24	98	22	
高南	54	22	76	1	
大川	21	17	38	2	
坂出	48	13	61	5	
丸亀	73	26	99	11	
仲多度	34	21	55	0	
三観	77	38	115	5	
合計	674	237	911	76	

(令和6年11月30日現在)



## 会長のコラム



新年あけましておめでとうございます。会長の吉田でございます。

さて、昨年を振り返りますと、パリ五輪でのレスリングの日下選手をはじめ日本勢の金メダルラッシュや

メジャーでの大谷選手の大活躍等、明るい話題も多くございました。

今年も、大阪万博の開催や県内でも瀬戸内国際芸術祭の開催が予定され、国内外からの多くの来場者で賑わいが期待されております。

令和7年は十二支の巳年です。脱皮をする蛇のイメージから巳年は「復活と再生」を意味します。植物に種子ができれば始める時期、次の生命が誕生する時期など、新しいことが始まる年になると言われています。

今年一年が皆様にとって実り多き年になりますことをご祈念申し上げます。

## 【表紙写真】

### 次屋 健（語りかける風景）第234号

「また一つ 四国の玄関 開く春」

子どもの頃、海端の家に住んでいた。学校から帰ると、すぐにシャツを脱いで海に飛び込んで遊んだものだ。魚を釣ったり、タコを突いたり、石垣の牡蠣を採ったり。

母方の里で田植えが済んだ人たちの慰みにと、ご馳走を詰めた重箱と酒を小舟に載せ、親父と二丁櫓をこいで、皆で向かいの島を一周したことも忘れられない。

広い海は心がつながる場所だ。

西日本最大級のアリーナが高松港に建設中である。収容人数は1万人と聞く。何といても高松は四国の玄関口。ここから世界につながる、新しい歴史が始まることに期待したい。

高松港5万トン級岸壁にて

令和6年12月15日発行（第234号）

発行人 公益社団法人香川県宅地建物取引業協会  
会長 吉田 孝一

編集人 総務・財務委員会  
委員長 樋口 範明  
副委員長 大西 一正

高松市松福町1-10-5（香川県不動産会館）

TEL 087-823-2300 FAX 087-823-1212

ホームページアドレス

<https://www.takken-kagawa.jp>

メールアドレス info@takken-kagawa.com

## 令和6年度第2回本部研修会 (宅地建物取引業者研修会)のご案内

令和6年度第2回本部研修会(宅地建物取引業者研修会)を下記にて開催致します。

これまで相続といえば、税制の研修が中心でしたが、今回は「建築」というところにスポットを当て研修を行います。

相続税に関しては、平成27年1月から基礎控除額の引き下げ、令和6年1月からは生前贈与加算が3年から7年に延長されるなど、ますます税負担が増しております。

また、最近の少子化を受け、空き地や空き家の問題も大きくクローズアップされてきております。

今後、所有している資産をどのように活用するかが大きなカギとなって参ります。

今回の研修では、一級建築士の秋山英樹氏を招聘し、「相続対策に必要な建築知識」と題し、不動産を相続で残す際の注意点等を解説頂きます。

日時 令和7年2月6日(火) 13:00~  
場所 サンメッセ香川2階サンメッセホール(高松市林町)

演題: 相続対策に必要な建築知識 ほか  
講師: 株式会社ユニ総合計画 代表  
一級建築士 秋山 英樹 氏 ほか



\*今回も第1回研修会同様、リアルタイムでのオンライン受講  
ならびに、後日受講が可能な録画画像受講も併せて行います。  
(オンライン受講ならびに録画画像受講も優良ステッカー交付の対象とさせていただきます)

## 国土利用計画法の届出について

国土利用計画法第23条において、一定面積以上の土地について土地売買等の契約を締結した場合には、権利取得者は契約締結後2週間以内に、市町の長を経由して香川県知事(高松市の場合は高松市長)に対し、利用目的、取引価格等を届け出なければならないとする土地取引規制制度を定めています。

### 届出の必要な面積(香川県内の場合)

- 都市計画区域内 5,000㎡以上
- 都市計画区域外 10,000㎡以上

\*届出用紙は香川県ホームページからも入手可能です。  
香川県HP>組織から探す>環境政策課>土地利用>土地売買等届出書>国土利用計画法に基づく土地売買等届出書

宅地建物取引業者が無届の取引により国土法第47条第1号の罰則規定が適用された場合には宅地建物取引業法に基づき、国土交通大臣または都道府県知事による指示や業務停止の対象になる場合もございます。

また、本制度は重要事項説明の説明項目にもなっておりますので、併せてご注意下さい。

### 届出先

土地売買等の契約を行った土地の所在する市町の国土利用計画法担当課

